

戦後日本と国際政治—安保改定の政治力学

原 彬 久

本論文における目次構成の主要部分は次の通りである。

- 第1章 日米安保体制の生成と構造
- 第2章 日米安保体制と国内政治過程の連動
- 第3章 戦後体制の転回—「安保改定」過程のプロローグ
- 第4章 日米安保体制の再検討—安保改定への始動
- 第5章 「新条約」構想と日米安保体制の構図
- 第6章 外交交渉と国内政治過程
- 第7章 政党政治の論理と心理
- 第8章 権力闘争の波動
- 第9章 安保改定交渉の終局—外交交渉と国内的諸条件
- 第10章 新条約調印とその政治的意味
- 第11章 政治的磁場としての国会
- 第12章 安保改定反対勢力と権力の論理
- 第13章 「安保改定」過程の終焉
- 終章 総括—歴史と過程の交点に立って

戦後日本が対外行動の分野で処理してきた主な政策課題には、おおむね次のようなものがある。すなわち講和・安保両条約（1951年調印）、日ソ共同宣言（1956年）、新安保条約（1960年）、日韓基本条約（1965年）、沖縄返還協定（1971年）、日中共同声明（1972年）、日中平和友好条約（1978年）等の締結作業がそれである。

本論文は、これら戦後日本対外政策の重要な案件のなかからとくに新安保条約をめぐ

る政治過程、すなわち岸政権時(1957年2月—1960年7月)のあらゆる局面を貫く「安保改定」過程に焦点を当てながら、第一に同過程が戦後日本政治、およびその軌道をこのうえなく拘束していった日米安保体制の歴史的構造要因をどのように組み込んでいったかを明らかにしようとするものである。第二に本論文はこの「安保改定」過程に視点を据えながら、安保改定の政策決定過程とそれをめぐる政治過程についてそれぞれの特質と両者の結節のあり方を考察することによって、戦後日本政治の構造モデルを抽出せんとするものである。かくてこれら二つの作業を通じて本論文は、戦後日本外交が日米安保体制(国際政治)と国内政治過程とを構造的に連動させつつみずからの姿形を整えていく、その構図を明らかにしようとしたわけである。

日米安保条約(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約)の改定が対外的に提起されたのは、1955年8月、ワシントンでの重光・ダレス会談においてである。鳩山(一郎)内閣の外相重光葵はダレス(John Foster Dulles)国務長官に、「日本の反米感情は安保条約の不平等性のためである」として安保改定を迫ったのにたいして、ダレスは、「条約を平等にするということは、相互防衛条約にすることを意味する。現在の日本の憲法では、もしアメリカに何か起こった場合、日本はアメリカをヘルプできないではないか」と切り返し、重光の提案を即座に拒否した。この会談に同席して重光・ダレスの厳しいやりとりを目のあたりにした岸信介(日本民主党幹事長)が、一年半後の政権獲得(1957年2月25日)とともに、ほかならぬこの安保条約の改定作業に着手したことは歴史の興味あるめぐり合わせではある。岸はこのとき、「自分に何の相談もなくアメリカに安保改定を提案した」重光の行動に強い不満をもつ一方で、日本がアメリカに評価されるだけの防衛力増強を果たしたのち日米対等の安保体制をつくらなければならないという決意を固めているのである。

岸が三年数カ月にわたる首相在任中つねに安保改定にその主精力を注ぎ、激しい政治的抗争のうちにこの作業を完成させていったプロセスは、岸個人の強靱な政治的一貫性をあらわしていると同時に、過程としての「安保改定」が日本の戦後体制のひとつの必然的な帰結点であったことを示している。なぜなら安保改定作業とその政治過程は、第一にボツダム宣言の発動およびアメリカの対日単独占領に始まる日米の政治的、軍事的結合関係、すなわち広義の日米安保体制のひとつの不可避的な適応の作為であったからであり、第二にこの「安保改定」過程が、日米安保体制と国内政治過程の間に戦後一貫してみせてきた連動モデルを典型的かつ凝縮的に体現してやまない諸要因を包摂してい

たからである。

したがって本論文は、日米安保体制なるものの生成の構造と、この日米安保体制と国内政治過程との連動のメカニズムに焦点を合わせながら、過程としての「安保改定」を誘因していった歴史的因果系列をまず明らかにする。敷衍すれば、一方における日米安保体制（国際政治）と他方における核心的国内政治過程の二つの側面がひとつの過程のなかで構造連関しつつ戦後体制の基軸をつくりあげていったという筆者の仮説は、あらゆる問題に先がけてまずは検証の工程に乘せられなければならないということである。そしてこの検証工程こそは、あの重光・ダレス会談を経て岸政権のかかわった「安保改定」過程が戦後体制固有の生理と論理を構造化していったのだ、という本論文の主題への重要な里程碑となるはずなのである。かくて本論文の第一章および第二章において、日本の戦後体制が過程としての「安保改定」に取り込まれ、「安保改定」が戦後体制に溶解していくその構図を明らかにするために、まず「安保改定」に連鎖していく戦後日本政治の構造モデルを抽出することになる。

第三章では、第四章以下で岸政権の「安保改定」過程を分析する不可欠の前提作業として、1955年8月の重光・ダレス会談と、それをめぐってあらわれた鳩山政権の政治的特質およびその戦後史的意義を論ずる。そうすることによって、同会談ばかりでなくその背景要因が「安保改定」過程といかなる脈絡にあったかというわれわれの問題関心が明確になるであろう。

過程としての「安保改定」は一応岸政権の発足をもって始まり、同政権の崩壊をもって終息したといってよい。なぜなら、1957年2月25日の岸政権誕生に前後して早くも岸が安保改定への行動に踏み切っているからであり、改定条約すなわち「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」の完成を意味する批准書交換の日（1960年6月23日）、岸が臨時閣議で内閣総辞職の決意を表明している（内閣総辞職は7月15日）からである。

したがって第4章以下第13章まで、すなわち終章（「総括」）に入るまでの諸章は岸政権時の「安保改定」過程そのものを扱うことになる。われわれは、過程としての「安保改定」がいかなる始動・展開・終結をみたかを帰納的に追造形していくことによって、戦後日本外交における交錯と分離、対立と統合の諸態様を明らかにするひとつの道標を獲得することになるであろう。

二

本論文は、第1、第2章においておよそ次のような結論を得ることができた。第一にそもそもアメリカの対日占領は、アメリカが「無条件降伏」(unconditional surrender)なるものに「天皇制護持」の定義を潜ませていったプロセスからもわかるように、最初から自利の構造を備えていたということである。「無条件降伏」を定義することが本来ありえないにもかかわらず、この自己矛盾をあえて犯すアメリカの「政治」は確かにひとつの方向を捉えていた。アメリカにとって「天皇制護持」は「単独占領」を成功に導く最大の政治的布石であったと同時に、ひるがえてこの「単独占領」という同国の意思決定は、トルーマン(H. S. Truman)の対ソ冷戦イメージのアリーナに位置づけられていた。つまり、日本戦後体制の根幹である「天皇制護持」は、アメリカの「対日単独占領」を媒介項にして同国の対ソ冷戦文脈と結びつけられていたわけである。したがって、たとえば日本国憲法における「象徴天皇」は、明らかに、アメリカの対日戦争目的(日本侵略主義の排除)→ポツダム宣言(日本の「非軍事化」・「民主化」)の延長線上にある対日懲罰・戦後改革と、対ソ冷戦イメージによる対日懐柔策とのせめぎ合いのなかでアメリカがつかんだきわどい戦略的選択であったといわなければならない。

第二に、終戦とともに始動する日米間の政治的、軍事的結合関係すなわち広義の日米安保体制は、「第一」の叙述から推察されるように、何よりもまず「アメリカの安全」を基軸に形成されていった。日本敗戦の五週間後ワシントンから発せられた「降伏後ニ於ケル米國ノ初期ノ対日方針」(1945年9月25日)は、アメリカの「究極ノ目的」がまずは「日本國ガ再ビ米國ノ脅威トナラザルコトヲ確實ニスル」こと、しかもそのための「主要手段」が日本の「非軍事化」と「民主化」であることを謳っている。占領初期における日本の「非軍事化」・「民主化」という「歴史に類例のない実験」(マーク・ゲイン)は、第一義的には「アメリカの安全」という現実的要請に基礎づけられていたのである。したがってこの「非軍事化」と「民主化」を具現した日本国憲法もまた、まさにアメリカの対日戦略の必然的な帰結であった。アメリカにとって、日本国憲法は、それが「日本國ガ再ビ米國ノ脅威トナラザルコトヲ確實ニスル」ための保証装置になったという意味では、少なくともその制定時、「アメリカの安全」に確かな貢献をなしたのである。憲法に盛り込まれた理想主義は、アメリカの現実的、戦略的要請を盛り込んだ「理想主義」なのであった。理想は「現実」に依拠してはじめて理想たりえたという思

考の筋道は、少なくとも日米安保体制の軌道をたどるうえで重要である。

第三に米ソ冷戦がいよいよ本格化するにつれて、つまりアメリカの対日占領が後半期に入る頃、「アメリカの安全」を脅かす主要な脅威としての「日本の侵略性」は、「ソ連の侵略性」の後方に退いていくのであり、いまやアメリカの対日政策におけるトップ・プライオリティは日本に「非軍事化」と「民主化」を求めることではなくて、日本そのものを敵対勢力（共産勢力）に渡さないための戦略であった。アメリカは日本を対ソ安全保障のための「要塞」（bastion）として明確に位置づけるとともに、占領政策によって築きつつある日米の結合関係を、米ソ冷戦体制のなかでいかに持続、発展させていくかということに腐心するのである。来るべき対日講和は、アメリカが日本に「独立」を与えることによって、逆に占領の既成事実を、そのすべてとはいわないまでも引き続き保持しようというアメリカ対外政策のパラドキシカルな転回を見事にあぶり出すものであった。

したがって第四に、講和・安保両条約作成過程で日本側がアメリカに要求した「対等の協力者」構想は完全に挫折する。米軍駐留受け入れの義務（日本）と日本防衛の義務（アメリカ）を等量とみなして「対等の協力者」たろうとする日本にたいして、アメリカは「自助および相互援助」（ヴァンデンバーグ決議）の力と「軍事力」を等式で結んだうえで、アメリカのために行使すべき「軍事力」をもたない日本とは「対等の協力者」として相互防衛条約を結ぶことはできないと主張するのである。旧安保条約がアメリカの日本防衛義務を規定しないまま単なる「駐軍協定」になったのはこのためである。

したがって旧安保条約はそれ自体「対等の協力者」たろうとしてかなわなかった日本側の“慚愧”を内包しており、同条約は日本を「対等の協力者」にするための「再軍備」→「防衛力増強」へのバネを本能的に宿していたといえるのである。旧安保条約は日本再軍備→防衛力増強を推しすすめつつみずから脱皮していくモメント、すなわち、“安保改定”の契機をその宿根としてすでにもっていたといわなければならない。

第五に、それゆえ、旧安保条約締結以来日本側が主として憲法の拡大解釈によって「戦力に至らざる軍隊」の正当化と制度化をすすめ、アメリカが「強い日本」への期待に「特別の意味と緊急性」を付与しつつ公然と対日圧力を強めるという構図が固められていくのである。アメリカの求める「強い日本」は、それが「極東における全般的なアメリカの地位にとって不可欠のものである」がゆえに「特別の意味と緊急性」を与えられるのである。つまりアメリカにとって、「強い日本」は「アメリカの安全」に

貢献する範囲においてのみ重要なであり、その範囲の外にある「^{ウイーク・ジャパン}弱い日本」も、^{ツェ・ストロング・ジャパン}「^{ツェ・ストロング・ジャパン}強すぎる日本」さえもアメリカにとってはその意味を失うのである。

第六に日本の対米政策における従属と功利の展開はこれまでの叙述から理解できるように、実はより上位の日米システムに吸収されるべきものであった。いいかえれば日本側のさまざまな従属と功利は、アメリカの対日単独占領によって構築された日米「大」従属システムのなかの「小」従属と「小」功利にすぎない。六年八カ月にわたる被占領と占領、従属と支配の日米関係は、両国の政治的、軍事的関係はもちろんのこと、その心理的関係をも優劣、上下の關係に構造化した。占領時代に確立されたこの日米「大」従属システムのなかでこそ、アメリカは日本にたいして「対等の協力者」たるべき条件、すなわち「自助および相互援助」の力を強く求めることができたのである。つまり日本が求める「対等」は、アメリカにとって所詮この「大」従属システムのサブ・パートとして位置づけられるべきものであった。「自助および相互援助」の力が軍事力以外の何物をも意味しないという独自の解釈をアメリカが日本に強いることができたのは、アメリカがこの「大」従属システムに日本を堅くつなぎとめることに成功していたからにはかならない。

したがって日米安保体制はアメリカの対日戦争目的（日本侵略主義の排除）→ポツダム宣言（日本の「非軍事化」・「民主化」）→日本国憲法（「天皇の象徴化」・「戦力不保持」）→講和・安保両条約締結（対共産勢力防衛）のプロセスに一貫しているように、「アメリカの安全」を基軸とする日米「大」従属システムの堅持と同義である。ダレスが1955年（8月）重光の安保改定要求を拒否して、むしろ逆に同改定の前提条件として「憲法改正」・「防衛力増強」、すなわち共産主義勢力への「防壁」としての「^{ストロング・ジャパン}強い日本」を求めたのも、あるいは一年十カ月後（1957年6月）これら二条件の達成をひとまず不問にして、岸信介の安保改定要求に同意したのも、結局それらは、占領期に定型化されたこの日米「大」従属システムを維持するというアメリカ側の適応の作為であったといえるのである。

三

岸政権による三年余の安保改定作業をめぐって展開した政治過程は、おおむね四つのステージに区分できる。第一のステージは、岸内閣が正式に発足する1957年2月前後から、安保改定の原則的合意をみた同年6月の日米首脳会談を経て、翌1958年5月（22

日)における総選挙までの時期である。第二のステージは、この総選挙の「勝利」によっていわゆる岸体制を固めた岸が、旧条約の「全面改定」=「新条約」を決意したのち、同年(1958年)秋の藤山・ダレス会談(9月11日)における安保改定交渉開始の合意に沿って日米間で新条約の条文作成をすすめていく時期である。このステージは1960年1月19日のワシントンにおける新条約調印をもって終わる。第三のステージは、日米間で調印された新安保条約が国会承認を得るについて院内外政治闘争の渦中に巻き込まれていく過程である。

通常、条約をめぐる政治過程はこの段階をもって閉じられる。しかし岸が選びとったいわゆる5・19採決(1960年5月19日から20日未明にかけて「会期延長」および新条約を政権党が単独採決したこと)という名の選択肢は、いまひとつのステージを用意する。「新条約成立」および「アイゼンハワー訪日」という岸の二つの至上課題が、同採決から噴き出た政治手続きの問題、いいかえれば議会制民主主義のあり方をめぐる問題に捕縛される形で、このステージは戦後最大の激動過程を構成するのである。したがってわれわれは、5・19採決から新条約の批准書交換および岸の退陣表明(6月23日)に至る期間を第四のステージとしなければならないのである。

「安保改定」過程におけるこれら四つのステージを俯瞰してわかることは、岸政権が安保改定作業をすすめていく場合、この作業が二つの種類に大別されるということである。ひとつは政策そのものの決定および策定の作業である。これを政策作業と呼称してよい。いまひとつは、岸の政策作業のプロセスにおいて、さらには新条約案完成(調印)後それが文字通り一個の政策(つまり「新条約」)として国内的に承認(批准)されるまでのプロセスにおいて、岸(政権)が展開するすぐれて権力政治的な決定、行動である。これを権力作業と呼ぶ。

前者(政策作業)は、岸による政策課題の設定すなわち安保改定をなすことの決定、および安保改定の方法としての「全面改定=新条約」を目指すことの決定、さらには新条約の内実を作成、決定していく作業(これは日米交渉のプロセスと並行する)を意味する。後者(権力作業)は、こうした政策作業の過程に絡む各種政治勢力(政権党内諸派閥、野党勢力その他)の策動にたいして、岸があらゆる政治術を駆使しながらときにはこれに抵抗し、ときにはこれを操作、懐柔することによってみずからの政策目的を達成していく作業を含むものである。もちろんこの権力作業は、以上のように政策目的のみ用いられるのではなく、政権の権力基盤そのものを維持、発展させるための行動

(および「次期政権」をめぐる行動など)をも含んでいる。

かくて、政策決定の最高責任者である岸は、まず政権党、官僚集団、側近集団等から成るいわゆる政権勢力をその支持基盤にしつつ(しかし、たとえば政権党諸派閥から、あるいは側近集団からさえ各種背反を受けながら)政策作業と権力作業とを渾然一体化してみずからを表現することになる。とくにここで強調しなければならないのは、「安保改定」過程のなかで岸の決定、行動と最も持続的かつ強烈な相互影響の関係にあったのは政権党諸派閥であったということである。岸は「安保改定で私が一番苦労したのは足を固めるための党内調整であり、第二に対米交渉であった」と回想する。党内調整の問題、すなわち岸を絶対的に支持する主流核(岸派、佐藤派)が、岸に非妥協を貫く反主流核(三木・松村派、石橋派)、および権力の向背にみずからの行動を委ねていく日和見諸派閥(河野派、大野派、池田派、石井派)をいかに扱うかということは、岸にとって何よりも重要な課題であった。なぜなら安保改定をめぐる日米交渉のプロセスは、日本の国内事情、とくに政権党内権力闘争の軌道に巻き込まれていくからである。派閥間権力闘争、いいかえれば岸への反権力的行動を含むさまざまな党内策動が外交交渉の流れないし内実を方向づけていくという側面を紛れもなくもっていたということである。

それにしても、政権党諸派閥が、彼ら自身、あらゆる政策マターをそれ自体の問題として扱っているのだとどれほど強く主張しても、そう信ずる証拠は驚くほど少ない。つまり政権党諸派閥の行動原理は、何よりもまず権力の衝動とその制御にかかわるものである。さらに正確にいうなら、諸派閥とりわけ主流核以外の諸派閥は、「次期政権」とみずからとの関係のあり方から逆算して現政権への対応を割り出していく。他方、現政権すなわち岸からすれば、諸派閥のこうした打算を逆手にとりつつ自身に有利な形でこれら諸派閥の行動を操作していくわけである。

このように政策決定者岸信介は政権党内諸派閥のすぐれて権力闘争的な政治波動にもまれながら、しかも側近集団、官僚群等に支えられながら安保改定作業に当たるのだが、一方この政治過程には、野党勢力すなわち社会党、民社党、共産党、さらには院外大衆闘争を指導する国民会議等がステージの転回ないし状況に応じて参入してくる。

野党勢力については、彼らが間接的に岸の政策作業にある一定の影響を及ぼすという側面はもちろんないわけではない。しかし何よりもこれら野党勢力は、安保改定をなし遂げようとする岸の権力基盤そのものにそれぞれの立場から立ち向かうことになる。た

たとえば社会党は、「警職法改正」問題（1958年秋）や「日中共同の敵」問題（1959年春）のように、安保改定問題を含んではいるが同問題そのものではない争点をも捉えて岸との権力闘争を展開するのである。つまり同党は政権の政治基盤を痛撃するためのあらゆる機会と争点をつかんで、そこから得た政治的エネルギーを「反安保改定」に注ぎ込んでいったのである。本論文は、野党勢力を形成する行動主体としてのこの社会党をはじめ、国民会議および民社党などがそれぞれ岸の決定と行動にどう絡んでいくかを見据えていくことになる。

ところで「安保改定」過程を構成するこうした政権勢力および野党勢力の数知れない決定と行動が東西冷戦の一方の当事者である中国・ソ連から極めて大きな影響を受けていたことは重要である。

「安保改定」過程にたいする中ソの影響力は、それが野党勢力の「反安保」ないし反権力と結びつくことによってはじめて政府政権党の諸決定を動かすというところにその特質がある。しかも中ソ両国は、米ソ冷戦体制から生み出される政治的、軍事的な素材と、日本国内の「反安保」（反権力）とを彼ら自身が有効に結びつけることによってのみ、「安保改定」過程の諸局面に重大なインパクトを与えることができたのである。つまり、「安保改定」過程にたいする中ソの衝撃力は、彼らが「冷戦体制」を媒介項にすることによって、すなわちこの「冷戦体制」を「安保改定」過程に通用する「言葉」に翻訳してはじめて現実のものになるのである。

かくて過程のステージがすすむにつれて、その登場する行動主体は入れ替わり、しかも行動主体が入れ替わることによって舞台は回転するのである。とくに本論文における第4—13章は、政策決定者岸信介の決定と行動を「安保改定」過程における主線部の中枢に位置づけながら、同過程の最も本質的な流れと考えられるもの、およびその流れに最も重大な意味をもつと思われるものに主として関心を注いでいく。いいかえれば、「安保改定」過程の主線が形成されていくうえで、政策決定者岸信介を中心にいかなる行動主体が最も強くかつ深くその流れを組成していったのかという問題がこれら諸章における関心事のひとつなのである。あらゆる政治過程が、みずからの過程を過程たらしめる最も重要な行動主体の間の相互作用をもってその主線を形成していくとするなら、その主線の特定と、それを形成していく諸々の行動主体の行動そのもの、およびそれらの相互連関を分析することは、本論文にとってとりわけ重要な作業であったといえよう。

四

従来安保改定の問題は、いわゆる「安保騒動」の問題として語られることが多かった。1960年5月19日深夜から20日未明にかけて岸政権が国会の「会期延長」と新条約を相次いで強行採決したことに始まる「安保騒動」は、新条約のイデオロギッシュな是非論と相俟って安保改定問題のすべてとはいわないまでもその大部分を占めているかのようであった。しかし本論文が目指すものは、この「安保騒動」の時期はもちろんのこと、岸政権の誕生から終焉に至る「安保改定」の全過程を帰納的に再構築していくことによって、「安保改定」過程が戦後日本政治と、同政治を包み込む日米安保体制（国際政治）の本質をどのような形で映し出しているのかを解説することであった。

かくて本論文を要約していえば、「安保改定」過程を貫く最も重要な原理のひとつは、米ソ冷戦体制のなかで日本を中立化ないし共産化から守るという至上命題のためには、アメリカが日本にたいしてある一定の妥協を拒むものではないというそのしたたかなリアリズムのなかにあるということである。日本を敵陣営（共産主義）に渡さないための安保改定、それも旧条約の「全面改定」すなわち「新条約」を受け入れるに至ったアメリカの決断は、同国対日政策の戦後史的な流れに完全に沿うものとなった。日本を味方につなぎとめる“留め金”としての安保改定は、まさしく「アメリカの安全」を基軸とするあの日米「大」従属システムという歴史の構造原理に拘束されていたのである。

しかも日米間の政治的、軍事的結合関係すなわち広義の日米安保体制は、そもそもそれがアメリカの対日単独占領によって生成されたがために、戦後の最初期から日本の国内政治過程、それもすぐれて核心的な政治過程を包摂するという構造をもっており、この構造の慣性は基本的には講和・安保両条約による日本の「独立」をも貫いて岸政権の「安保改定」へと連鎖していったのである。そしてこの日米安保体制のダイナミクスは、GHQの絶対権力に逼塞していた占領初期を別にすれば、国内政治過程の核心部分をなす政党間および政党内権力闘争を誘発、繫縛し、ひるがえって国内権力闘争が日米安保体制の諸問題をイデオロギー的素材にして展開するというモデルが定位されたのである。岸政権時の「安保改定」過程は、まさにこのモデルを見事に体現したものであった。

〔博士論文審査要旨〕

論文名 戦後日本と国際政治—安保改定の政治力学

論文審査担当者	主査	有	賀	貞
		山	本	満
		野	林	健

原彬久（はら・よしひさ）氏の学位請求論文は原氏が1983年より88年にかけて、『東京国際大学論叢—教養学部編』およびその前身たる『国際商科大学論叢—教養学部編』に逐次掲載した論文を基にしており、1988年12月中央公論社より著書として刊行された、注・索引を含めA5判682頁におよぶ大作である。

本論文はその題が示唆するように、「安保改定」すなわち1960年の日米新安全保障条約締結に関わる日米交渉とそれを巡って展開した国内政治に関する研究である。論文は以下に示すような13の章と終章から構成されている。

- 第1章 日米安保体制の生成と構造
- 第2章 日米安保体制と国内政治過程の連動
- 第3章 戦後体制の転回—「安保改定」過程のプロローグ
- 第4章 日米安保体制の再検討—安保改定への始動
- 第5章 「新条約」構想と日米安保体制の構図
- 第6章 外交交渉と国内政治過程
- 第7章 政党政治の論理と心理
- 第8章 権力闘争の波動
- 第9章 安保改定交渉の終局—外交交渉と国内的諸条件
- 第10章 新条約調印とその政治的意味
- 第11章 政治的磁場としての国会
- 第12章 安保改定反対勢力と権力の論理
- 第13章 「安保改定」過程の終焉

終 章 総括一歴史と過程の交点に立って

原氏が安保改定の政治過程を研究の対象とするのは、それが「日本の戦後体制のひとつの必然的な帰結点であった」と考えるからである。すなわち「それはアメリカの対日単独占領に始まる日米の政治的、軍事的結合関係（著者はこれを広義の日米安保体制と呼ぶ）のひとつの不可避的な適応の作為であったからであり」、安保改定過程が「日米安保体制と国内政治過程の間に戦後一貫してみせてきた連動モデルを典型的かつ凝縮的に体现して」いたからである。

原氏はこのような見方をより詳しく説明するために、最初の2章において、戦後日米関係と戦後日本政治の歴史の見取り図を描く。アメリカは大戦末期に日本降伏後の単独占領の方針をきめ、戦後日本の運命をアメリカの安全保障上の目的に結び付けようとした。アメリカが天皇制の許容を示唆したのは、日本をアメリカの目的のために協力者として取り込もうとする狙いからであった。アメリカは保守勢力に自由主義憲法のタガをはめて、それを社会党右派なども含めて隠健な民主主義勢力に仕立てる。冷戦が進行し始めると、アメリカはソ連の新たな脅威に対抗するために、占領政策によって築きつつある日米の結合関係を、米ソ冷戦体制のなかでいかに持続、発展させるかに腐心するようになる。アメリカの単独占領の下で形成された日米安保体制が日本の党派対立の性格を規定する。保守派は日米安保体制への協力者として自らの権力を確保し、日本の復興と独立の機会を求め、他方革新派はその体制からの脱却を求める。こうしてサンフランシスコ講和以来、日本の対外政策に関わる重要案件はいずれも、国内政治と構造的に連動し、国内に大きな対立を生む。

1951年の講和は日本に独立を与えることで、かえって占領者の特権の大きな部分を保持し続けるという「アメリカ対外政策のパラドキシカルな転回」の産物であった。そのような独立の従属性を具現していたものが、アメリカの日本防衛義務を規定しない単なる駐軍協定になった旧安保条約であった。それゆえ、旧安保条約には日本側の不満が根強く、より平等で双務的な条約を求める安保改定が保守政権の外交課題となる。「同条約は日本を『対等の協力者』にするための『再軍備』—『防衛力増強』へのバネを本然的に宿していた」のであり、「防衛力増強を推し進めつつみずから脱皮していくモメント、すなわち“安保改定”の契機をその宿根としてすでにもっていた」。一方アメリカとすれば、日本をアメリカ主導の軍事的結合のサブパートナーとして確保することが

狙いであり、そのために必要とみれば、日本の要求に応じるという適応性を発揮したのである。

それゆえ、1955年重光外相訪米の際、日本に憲法上の制約がある現状では無理ではないかと、安保改定の要望をにべもなく拒否したダレスは、日本の中立主義への傾向を恐れて、岸信介のリーダーシップに期待し、当面改憲の見通しが無いにもかかわらず、1957年の岸訪米に際しては、彼の安保改定希望に好意的態度を示した。原氏が指摘する通り、日米安保体制を維持発展させることについて、そしてまた一定の歴史的役割を果たし終えた日本国憲法に否定的な態度を示すという点で、岸信介が代表した保守勢力とアメリカ政府とは強固な共通基盤を見いだしたのである。

原氏は重光訪米について一つの章を当てており、このとき安保改定要求がもたされた経緯について、この提案は重光と下田条約局長との合作で、閣議にかけられたものではなく、重光に同行した岸や河野も渡米前には知らなかったことなどを初めて明らかにしている。

本論文は以上のような戦後日米関係と戦後日本政治とについての理解の上に立って、4章から13章までの諸章を、「安保改定への始動」から「安保改定過程の終焉」まで岸政権期の「安保改定過程」展開の追及とその検討にあてている。

安保改定のための日米交渉の経緯については、マッカーサー大使の積極的な役割、交換公文方式による旧安保条約の部分的改定を現実的であるとした外務省内部の意見、岸首相による新条約方式の選択、外務省条約局の消極性による日本側条約案提出の困難、アメリカ案を原案とする条約交渉の進展など、ある程度、当時の安全保障課長（のち駐米大使）東郷文彦の回想録『日米交渉三十年』（世界の動き社、1982年）に記されているが、原氏は日本側関係者との数多くのインタビューに基づいて、またアメリカ側の未刊行文書によって、それらの事情を詳しく明らかにしている。岸元首相との20回をこえるインタビュー、藤山元外相との10回におよぶインタビュー、東郷氏との数え切れない数のインタビューをはじめとする当時の外務省関係者とのインタビューなど、広範なインタビューに基づいていることが、本研究の最大の特徴であり、長所である。原氏は外務省関係者のみならず、当時の防衛庁や警察庁の要人とも面接しており、これらの官庁が安保改定の幾つかの問題について意見を持ち、政府の方針に影響を与えたことを指摘している。本研究では、日本側資料とともに、アメリカ側の公文書も多く利用されており、その中には、情報公開法に基づく請求によって初めて利用されたと思われる文

書が少なくないことも特筆に値する。

岸自身が述懐しているとおり、彼が「一番苦勞したのは足元を固めるための党内調整であり、第二に対米交渉であった」ことが安保改定を巡る政治過程の特色であった。原氏は、大量のインタビューその他の資料に基づいて、政権党内の派閥間権力闘争を、そしてそれが外交交渉の流れと内実を方向づけていく経緯を、克明に追っている。政権党内の派閥闘争について、原氏は「諸派閥が、彼ら自身、あらゆる政策マターをそれ自体の問題として扱っているのだとどれほど強く主張しても、そう信ずる証拠は驚くほど少ない」と結論し、「諸派閥は『次期政権』とみずからとの関係のあり方から逆算して現政権への対応を割り出し……、他方、……岸からすれば、諸派閥のこうした打算を逆手にとりつつ自身に有利な形でこれら諸派閥の行動を操作して」いったのだと述べる。また著者は安保問題については各議員が選挙区の特権利益をもたないために、派閥メンバーはその領袖にしたがって行動し派閥の結束がとくに強かったことにも言及している。

原氏の研究は、もちろん、安保改定阻止の運動側、すなわち安保改定阻止国民会議とそれを構成した主力団体である総評および革新政党についても詳しい。とくに社会党の浅沼書記長が中国で有名な「アメリカ帝国主義は日中共同の敵」発言を行う内幕を明らかにした部分や彼が党指導者の座を目指して「左派に抱えられて」安保闘争に突入して行く経緯の議論、さらにまた社会党から分裂した民社党が第三党として意味ある役割を果たせなかった理由の分析などは興味深い。原氏は、浅沼稻次郎委員長選出に至るまでの社会党の党内政治についても、自由民主党の党内政治の場合と同じく、刊行資料による調査と多数の関係者とのインタビュー調査とを組み合わせ利用しつつ、詳細な分析を行っている。

原氏は、社会党が、安保改定反対闘争の過程で、浅沼と左派勢力の主導の下に、中国に接近した理由について、自民党や共産党と異なり国際的後ろ盾をもっていなかった社会党が少なからず孤立感に悩まされていたこと、そのために中国を自らの政策的立場を支援する海外勢力として確保しようという願望に動かされていたことを指摘する。こうして、浅沼が中国訪問中に用いた「アメリカ帝国主義は日中共同の敵」という言葉は、中国側から社会党支持をとりつけるための切札的な文言であったことが説明される。一方、岸政権に対決的姿勢を強めていた中国は、共産党に加えて、社会党とのつながりを強化し、日本の政治に対する影響力を拡大することができたのである。

原氏は、当時のソ連・中国の対日政策を比較し、ソ連が共産党としか緊密な関係をも

っていなかったのに比べ、中国は手のこんだ政策を展開したとして、社共両党と強い関係をもつだけでなく、政府・自民党とのつながりを重視して岸政権への接近を模索するという「すぐれてリアリスティックな姿勢」を見せていたことに注目する。原氏は、田崎末松氏（日中の連絡役を務めた社会党員）とのインタビューに基づいて、周恩来首相が社会党との関係を足掛かりとして岸政権への接近を望み、藤山外相に狙いをつけていたことを明らかにしている。これは藤山が安保改定後に日中関係改善に取り組む構想を抱いていたことと符合して、興味深い。このように、本論文はソ連・中国の対日政策とその国内政治への影響についても目を配っており、とくに中国の対日政策については、新しい事実の指摘とすぐれた洞察がある。

原氏は、反対運動の政治過程に及ぼした影響力は、一九六〇年四月の統一行動に至っても、限られたものであったとの見解をとる。政権側の強行採決（これは政権として望むところであったが、あのときの採決の決行は清瀬議長の決断によると原氏は考えている）によって、運動が攻撃目標を民主主義の問題として岸政権にむけ、それによって聖戦的目的を獲得したとき、はじめて大規模な院外大衆行動を展開することができた。国民会議は岸政権を院外の政治舞台に引き込むことによって、政治を動かす大きな力を得たのである。そして樺事件という一女子学生の偶発的な死が「聖戦」をますます盛り上げ、ついに政権側を権力の放棄に追い込むが、それにもかかわらず、政策としての安保改定は、自らを実現していくという、権力側と運動側との勝利と敗北との逆説的な結末を「安保闘争は敗北だった」という岩井総評事務局長の言葉を引用しつつ語る。

原氏の研究は、強行採決後の政情の混乱の中で行われた、アイゼンハワー大統領訪日の可否を巡る日米間の話し合いと大統領訪日延期要請に至るまでの政府の動きについても、詳しく説明している。

安保改定を巡る政治過程については、早い時期に関係者のインタビューと新聞記事などを資料とした、ジョージ・バックカード氏による研究 *Protest in Tokyo* (1966年) がまとめられた。バックカード氏の研究もすぐれたものであったが、原氏の研究は、量的にも質的にもバックカード氏の研究をはるかに凌ぐものである。扱う範囲は、日米交渉を含め、外交過程と国内政治過程との双方を包括し、関連付けており、政策決定過程も、与党内闘争も、運動の力学も、はるかに詳しく分析され、多くの新しい事実が明らかにされている。国際政治の面では、アメリカの態度だけでなく、ソ連および中国の働きかけとそれらの国内政治への影響についても注意が払われており、また政策決定に関しては、

防衛庁や警察庁の役割にも目を配り、それらの幹部の行動について、官僚政治的分析がされている。すでに述べたように、多数の関係者や消息通との数多くのインタビューが本論文の特色であり、そのほかアメリカの外交文書など現在利用できる文書資料が用いられている。少数の当事者とのインタビューに頼る場合、研究上の問題ある場合もあるが、原氏は、十分な調査研究の上で同一人物と何回ものインタビューを行い、また立場の異なる多くの人々とインタビューして、どの人物に対しても客観的立場を崩さない。本論文はインタビューを多く用いた研究としてまことに模範的なものと言えよう。原氏がインタビューした人々の多くは今は故人になっている。そのこともこの研究を貴重なものにしてている。

すでに述べたように、本論文は680頁に及ぶ大著であり、原氏の10年におよぶ研究の結実である。安保改定に関する研究として決定版と言うべき著作であり、戦後日本の政治外交史の研究としても記念碑的業績の一つに数えられていくであろう。

本書の意義を高く評価した上で、若干批判的コメントを付け加えることにする。著者は「過程としての『安保改定』が日本の戦後体制のひとつの必然的な帰結点であった」という「安保改定」の政治史的意味を本書全体の中で鮮やかに論証している。しかしその反面、その帰結点としての安保改定がその後の日本の政治および日米関係の展開に、いわば、ひとつの出発点として、どのような意味をもったかについて論じていない。例えば、安保改定は日米安保体制に対する保守派の不満を取り除いた点で、その後の日米関係に安定をもたらすとともに、改定が達成されたこととそれが国内に大きな騒動を呼び起こしたことによって、憲法改正問題を政治の争点として事実上半永久的に葬り去ったという意義があるとも考えることもできよう。また岸信介から池田勇人への首相交替は、戦前・戦中に政府・政界の要職を占めた世代から、戦後に政府の要職につき政界に進出した世代への指導者の交替であった。世代の交代とともに戦後民主政治の枠組に対する保守派内の違和感はなくなり、社会党内にあった議会制民主主義への留保もなくなり、保守革新相互の不信感も弱まったと見ることもできよう。そのような後の時代に対する意味について論じていない点に不満が感じられる。

原氏は安保改定を巡る自由民主党内部の争いについて、派閥の領袖が次期政権における自らの立場を測って岸政権への対応を決めたことと述べ、党内権力政治の次元で行動したことを強調する。自民党の領袖の間には、日米安保体制を維持すべきだとする基本的コンセンサスがあったので、彼らはこの問題では党内権力政治の次元で行動したというの

が、原氏の見方であろう。しかし、彼らが提起した様々な主張が、当時、国内に存在していた意見を反映していたことも閑却すべきではない。このことに関連して言えば、原氏は安保改定問題についての利益集団の態度と役割については、総評についても財界についても、十分に検討しているが、安保改定問題についての言論界での議論について、一切触れていない。そうした議論は政治にも影響を及ぼしたのであって、周到な本研究としては、言論界での議論についてもある程度言及してしかるべきであった。

もちろん、これらのことは、すでに詳しく述べた本論文の価値を些かも減じるものではない。よって、審査担当者一同は本論文の提出者原彬久氏に一橋大学法学博士の学位を授与することが適当であると結論する。

(平成2年2月14日)